

第三十四回国会 参議院大蔵委員会会議録第四号

昭和三十五年二月二十五日(木曜日)午前十時三十五分開会

委員の異動

二月二十二日委員大矢正君辞任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。

二月二十四日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として大矢正君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 正人君  
理事 上林 忠次君  
山本 米治君  
大矢 正君  
永末 英一君

委員

大谷 賛雄君  
岡崎 真一君  
木暮武太夫君  
河野 謙三君  
西川甚五郎君  
堀 未治君  
成瀬 橋治君  
野溝 勝君  
平林 剛君  
原島 宏治君  
天田 勝正君

政府委員

大蔵政務次官 前田佳都男君  
事務局長 木村常次郎君  
常任委員 会専門員

説明員

経済企画庁調整 同貿易為替課長 荘 清君

本日の会議に付した案件  
○理事の補欠互選の件  
○日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○道路整備特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○治水特別会計法(内閣送付、予備審査)  
○租税及び金融等に関する調査(貿易の自由化に関する件)

○委員長(加藤正人君) たいいまから委員会を開きます。

まず、委員の変更について御報告いたします。大矢君は二月二十二日委員を辞任されましたが、二月二十四日付をもって大蔵委員に選任せられました。

つきましては、委員長は、前例に従い、この際、理事に大矢君を指名いたします。

○委員長(加藤正人君) これより、日本開発銀行法の一部を改正する法律案外五件について、順次、提案理由の説明を聴取することといたします。

○政府委員(前田佳都男君) たいいま議題となりました日本開発銀行法の一

部を改正する法律案外五法律案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本開発銀行は、昭和二十六年設立されたのでありますが、政府出資金及び政府借入金等の財政資金をもって重要産業に対する設備資金の融資を行ない、わが国経済の再建と産業の開発に大きな役割を果たしてきています。これは御承知の通りでありまして、その開発資金貸付残高は現在約四千九百八十億円にも上っております。このほか、同行は昭和二十八年以来、いわゆる世銀借款の窓口として、電力、鉄鋼等の重要産業に対する世界銀行からの借款による外貨貸付をも担当しているものでありまして、その貸付残高は、現在約六百九十億円に達するに至っております。

わが国重要産業の設備資金を世銀借款を初めとする外資により調達することにつきましては、今後とも、これが円滑な導入をはかっていくことが必要と考えられるのでありますが、近年わが国の経済力の充実、国際信用の向上等に伴いまして、従来はもっぱら世銀借款が主体となっていたのに対して、今後は次第に外国の民間資金による借款を期待してよい段階になって参るものと考えられるのであります。このような事態に即応して、外国より民間資金を導入するための一つの方法として、この際日本開発銀行に外貨債券発行の道を開き、今後機を見てこれが

発行を行なわしめることが適切な方策であると考えられます。さしあたり昭和三十五年度には、海外市況をも勘案しつつ、電力融資を中心とした三千万ドルの範囲で外貨債券の発行を行なうことといたしたく、このため、外貨債券の元利金支払いの政府保証については、今国会に提出いたしました昭和三十五年度一般会計予算総則において必要な措置を講ずることとして、すでに御審議を願っている次第であります。これと相俟って、ここに日本開発銀行法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案による改正の主要点を申し上げます。

第一は、日本開発銀行が、大蔵大臣の認可を受けて外貨債券を発行することができるようにすることであり、現在、同行の資金調達の方法は、政府からの借り入れと外国の銀行その他の金融機関からの外貨資金の借り入れに限られておりますので、外貨債券の発行について新たに規定を設けるといいたしたのであります。

第二は、外貨債券の発行額の限度を借入金と合わせ現行の借入金の限度額の範囲とすることであり、現在、借入金の限度につきましても、日本開発銀行の金融機関としての健全性を確保する見地から、資本金及び準備金の合計額、すなわちいわゆる自己資本額の二倍までと定められているのでありますが、外貨債券もこの限度の範囲内で発行することといたしております。

第三は、政府が、外貨債券の債務について、他の政府関係機関の発行する債券と同様、予算の定める限度においてこれを保証することができるようにすることであり、

第四は、外貨債券の消化を円滑にするために、その利子等に対する租税その他の公課については、国際慣行にならい非課税措置を講ずることとして、以上のほか、外貨債券の発行事務の委託等について規定を設ける等、所要の規定の整備を行なうことといたしております。

次に、道路整備特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

すでに御承知の通り、道路整備特別会計において国が直轄で行なう道路整備事業にかかる都道府県の負担金につきましては、地方債証券による納付を認め、他方、これに対する資金的措置としてこの会計の負担において借入れを行ない、もってこの会計における事業資金の確保をはかることとしていたのであります。

しかしながら、地方債証券による納付は、地方財政に種々の影響を与えることにかんがみ、昭和三十五年度以降は、地方債証券による納付をやめ、現金で納付することとし、これに伴ってこの会計における地方負担金の額に相当する経費の財源に充てるための借入れの措置は行なわれないことといたしたいと存じます。

この方針に従いまして、今般、道路整備特別会計法を改正し、この会計における地方負担金の額に相当する経費の財源に充てるための借入金金の借入れ及び償還に関する規定を削除するとともに、同会計の歳入及び歳出、予算または決算の添付書類その他関係規定の整備を行なうことといたしたいと存じます。

次に、特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

すでに御承知の通り、特定港湾施設工事特別会計において国が直轄で行なう特定港湾施設工事にかかる港湾管理者の負担金につきましては、地方債証券による納付を認め、他方、これに対する資金的措置としてこの会計の負担金において借入れを行ない、もつてこの会計における事業資金の確保をはかることとしていたのであります。

しかしながら、地方債証券による納付は、地方財政に種々の影響を与えることにかんがみ、昭和三十五年度以降は、地方債証券による納付をやめ、現金で納付することとし、これに伴つてこの会計における借入れの措置は行なわれないことといたしたいと存じます。

この方針に従いまして、今般、特定港湾施設工事特別会計法を改正し、この会計の負担における借入金金の借入れ及び償還に関する規定を削除するとともに、同会計の歳入及び歳出、予算または決算の添付書類その他関係規定の整備を行なうことといたしたいと存じます。

次に、経済基礎強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業金融公庫におきましては、非補助小団地等土地改良事業助成基金の運用益を財源として、国の直接または間接の補助の対象とならない農地の改良または造成にかかるとする事業に対する貸付の利子を軽減しておりますが、酪農振興の見地から、今回国の直接または間接の補助の対象とならない牧野の改良または造成にかかるとする事業に対する貸付についても、非補助小団地等土地改良事業助成基金の運用益をもつてその利子の軽減に充てることのできるようしよとすることをしております。

次に、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府におきましては、治山治水事業の促進をはかるため治山治水にかかる各十カ年計画を樹立いたしまして、事業の緊急、かつ、計画的な実施に努めることとし、別途今国会に治山治水緊急措置法案を提案して御審議をお願いいたしております。このうち治山治水について、その経理を一般会計と区分し、もつて事業の収支並びにその成果を明らかにすることが適当であると認められますので、ここにこの法律案を提案した次第であります。

次に、法案の概要を申し上げます。第一に、国有林野事業特別会計を国有林野事業及び治山の二勘定に区分することといたし、国有林野事業勘定におきましては、従来からのこの会計で行なつておりました国有林野の事業に関する

経理を、治山勘定におきましては、さきに述べました治山治水緊急措置法に定める治山事業十カ年計画の実施に伴う国有林野にかかる治山事業で都道府県等が行なうもの及び治山事業で都道府県等が行なうものにかかるとする事業の補助金、負担金の交付等に関する経理を行なうことといたしております。

第二に、治山勘定の歳入及び歳出であります。歳入といたしましては、国が直轄で行なう治山事業に関する費用にかかるとする国庫負担金及び地方公共団体の負担金、都道府県等が行なう治山事業にかかるとする補助金、負担金に相当する金額等を予定し、歳出といたしましては、国が直轄で行なう治山事業に関する費用及び都道府県等が行なう治山事業にかかるとする国の補助金、負担金その他を予定しております。なお、国が直轄で行なう治山事業及び災害復旧事業に関する事務取扱費は、治山勘定から国有林野事業勘定に繰り入れることとするほか、この会計を勘定に区分したことに伴い必要な規定の整備をはかることといたしております。

最後に、治水特別会計法案について申し上げます。政府におきましては、治山治水事業の促進をはかるため、治山治水にかかる各十カ年計画を樹立いたしまして、事業の緊急、かつ、計画的な実施に努めることとし、別途、今国会に治山治水緊急措置法案を提案して御審議をお願いいたしております。このうち治水事業につきまして、その経理を一般会計と区分し、もつて事業の収支並びにその成果を明らかにすることが適当であると認められますので、ここにこの

法律案を提案することといたした次第であります。次に、この法案の概要について御説明申し上げます。第一に、この特別会計においては、建設大臣が施行する河川、砂防または地すべり防止工事にかかる直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に関する経理を行なうことを主たる目的とし、あわせてこれらの事業または工事に関連のある直轄伊勢湾等高潮対策事業または受託工事の施行並びに都道府県知事が施行する治水事業に対する国の負担金または補助金の交付に関する経理を行なうことといたしております。

第二に、この会計の経理は治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分して行なうこととしております。治水勘定の歳入は、直轄治水事業及び直轄伊勢湾等高潮対策事業につき国庫が負担する部分の金額または都道府県に負担する部分の金額もしくは補助金の財源に充てるための一般会計からの繰入金、これらの直轄事業にかかるとする地方負担金並びに治水関係受託工事納付金等とし、同勘定の歳出は、これらの直轄事業費、治水関係受託工事費並びに治水事業費負担金または補助金等とする

こととしております。特定多目的ダム建設工事勘定の歳入は、多目的ダム建設工事費に充てるための一般会計からの繰入金、地方負担金及びダム使用権設定予定者の負担金並びに多目的ダム関係受託工事納付金等とし、同勘定の歳出は、多目的ダム建設工事費並びに多目的ダム関係受託工事費等とし、これらの歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別等の区分に従つて経理することといたしております。

以上を、この法案におきましては、この会計の予算及び決算に關して必要な事項を定めることとしております。なお、本特別会計の設置に伴つて、特定多目的ダム建設工事特別会計法を廃止することといたしております。

以上が、この法律案の提出の理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようをお願い申し上げます。

○委員長(加藤正人君) これらの法律案に対する補足説明並びに質疑は、後日に譲ります。

○委員長(加藤正人君) これより、貿易の自由化に關する件について、経済企画庁当局から説明を聴取することといたします。

○説明員(荏清君) それでは、企画庁貿易為替課長でございますが、お許しを得まして、私から簡単に貿易の自由化に關する件につきまして御説明をいたしたいと思います。お手元に配付いたしております資料は二種類ございまして、「貿易および為替の自由化の促進について」という資料と、もう一つが「貿易為替自由化の参考資料」というのがございます。

それでは、この資料を中心にいたしまして、現在までの経緯と今後の問題点の概要について、簡単に御説明させていただきます。

「貿易および為替の自由化の促進について」という方の資料の三十一ページ

ジをごらんいただきたいと存じます  
が、資料4というふうに肩に入れてお  
ます資料でございます。この資料に  
ございますように、ことしの一月五日の  
閣議におきまして、貿易為替の自由化  
の促進について新たに内閣に貿易為  
替自由化促進閣僚会議を設置いたしま  
して、従来所管各省において検討推  
進してきまして貿易為替の自由化を、  
総合かつ円滑に促進するための基本方  
針を決定しようという閣議了解がな  
されておるわけでございます。貿易及  
び為替自由化の問題につきましては、昨  
年当初ころより、将来におけるわが国  
の通商及び産業政策上の重要問題とい  
う見地から、昨三十四年の三月五日の  
経済閣僚懇談会におきまして、今後  
における貿易為替自由化の基本方向に  
ついて大体的な考え方が了解せられて  
おるわけでございます。これは、た  
だいまの資料の十七ページに、そのとき  
の経済企画庁から提出いたしました資  
料が添付してございます。この資料を  
一々読み上げるのはたまたま省略いた  
したいと存じます。こういふ基本的な  
考え方に基きまして、自來関係各省  
においては漸次自由化の措置を実施し  
て参つたのでございます。その大体的  
状況につきましては、同じ資料の二十  
五ページ以下に、資料3というところ  
に、「貨物輸入の自由化措置」と、それ  
から「為替関係の自由化措置」とい  
うから「為替関係の自由化措置」とい  
うわけでございまして、一々こ  
こで御説明いたす時間もございませ  
んので、一応資料だけを御紹介して  
いただきます。要するに、三  
十五年一月五日に新たに自由化閣僚会  
議という体制を作ることになりました

たのも、今後におきます自由化に向  
かつての世界経済の大きな動きにわが  
国として対処していく必要と、もう一  
つは、わが国経済の長期的な発展をは  
かっていくためには、どういふ形での  
際貿易為替の自由化にわが国として踏  
み切っていく必要があるという、いわ  
ばわが国経済の自由化への内在的な必  
要性というもので、この二つの重要性を  
強く認識いたしまして、こういふ形  
で強力に推進していかうという方針が  
あらためて強く決定せられたものと存  
じております。

この決定に基づきまして、一月の十  
二日に第一回目の経済自由化閣僚会議  
が開催されております。その決定内容  
はこの資料の一番終わりに資料5とし  
て出てございますが、三十三ページで  
ございます。「貿易及び為替の自由化  
の促進について」という一月十二日の  
自由化促進閣僚会議決定の資料でござ  
います。ここで二つの決定がなされ  
ておるわけでございますが、第一は、  
今後における自由化を進めていくにあ  
つたての作業目標と申しますか、目標  
の決定でございます。一応御説いた  
しますと、「貿易及び為替の自由化に  
ついては、年次目標を定めつつ、内外  
諸対策の整備と相まって急速に推進す  
るものとする。これがため、五月末を目  
途として自由化計画を策定するものと  
する。」という決定がなされておるわけ  
でございます。それから、同じく第二  
の決定事項といたしましては、「当面  
措置すべき事項」といたしまして、対  
ドル輸入制限六品目の完全A A化、そ  
の他商品の輸入面において当面措置す  
べき事項と、それから為替の自由化面  
につきまして当面措置すべき事項、こ

の二つのことに關しまして具体的な処  
理の方法が定められたわけでございま  
す。この当面措置すべき事項に關しま  
しては、この基本決定に基づきまし  
て、自後引き続き関係各省において細  
部の検討を加えまして、逐次実施に移  
しつつあるわけでございます。

ところで、今後におきます自由化  
の最大の問題は、申すまでもなく、第  
一の決定事項でありますところの五月  
末を目途として策定すべき今後の長期  
的な自由化計画をいかに定めていくか  
という問題でございます。この点に關  
しまして、大体的な考え方が主たる問  
題点というものを整理してみましたも  
のが、この資料の第一ページ以下の資  
料でございます。第一ページから八  
ページまでの資料でございます。

まず、ここにおきましては、第一点  
といたしましては、自由化にわが国が  
踏み切っていくべき背景とその必要性  
について述べております。第二に、従  
来の自由化問題につきましても、大体的  
の経緯を取りまともてございまして、最後  
に、第三番目といたしまして、自由化  
に伴う基本問題というものを取り上げ  
て説明してあるわけでございますが、  
その考え方は、まず第一には、国際収  
支及び外貨準備の問題でございまし  
て、今後自由化を円滑に促進して参る  
上におきまして、わが国の経済を安定  
的な成長の状態に保ちつつ、支障なく  
これを進めていくという必要から、今  
後特に財政及び金融政策のなすべき  
役割がますます重大化するべきである  
という考え方を確認しておるわけでござ  
います。第二番目は、自由化に伴いま  
す国内産業の適応体制をいかにすべ  
かという重大なる問題でございませ

これをかいつまんで申し上げますれば、ま  
ず輸入の自由化によりまして、従来為  
替管理によりまして輸入が制限せられ  
ることによって維持せられておりました  
たところの産業上の種々の秩序が、一  
時的に混乱する事態も予想せられます  
ので、それに対する産業の秩序維持の  
ため必要な対策を講ずる必要があると  
いうこと。及び、日本経済の最も困難  
な重大問題といたしまして、いわゆる  
農産物、中小企業その他の産業構造  
上の二重構造と申しますか、脆弱な部  
面があることはまぎれもない事実で  
ございまして、こういふ分野につきま  
して自由化を、いかなる手順といかな  
る施策を講じつつ、円滑に進めてい  
くべきであるかという問題を提起して  
おるわけでございます。

第三番目の問題点は、自由化に伴う  
貿易拡大上の問題でございます。一口  
で申しますれば、現在主として東南ア  
ジア諸国から割高な物資をやむを得ず  
輸入いたしまして、その見返りとし  
てわが国の輸出を伸ばしておるとい  
う面がございまして、今後自由化によ  
り縮小するおそれのある後進国に對する  
貿易を、いかにして維持拡大してい  
くか。さらに、現在先進諸国におきま  
しては非常な勢いで輸入の自由化措置に  
踏み切っておるわけではございませ  
ず、残念ながら、わが国からの輸  
出品につきましては依然として差別待  
遇があつてを絶たないわけでございま  
して、わが国が輸入の自由化をするの  
に相俟いまして、いかにして相手方に  
本品に對する不当な差別待遇を撤廃さ  
せていくかという問題でございませ  
す。なお、続きまして、為替の問題に  
つきましても、主として、主たる問題

でありますところの円為替の導入の問  
題とか、外資の導入の自由化の問題等  
は、非常に今後重要な政策問題とな  
つてくると思われまします。商品面の輸  
入自由化と相並びまして、為替面の自  
由化措置を、十分わが国経済に對する  
影響等も考慮しつつ、慎重に措置して  
いくべきであるという点を強調いた  
しておる次第でございませ

以上で従来の経緯及び今後予想され  
る主たる問題を簡単に申し述べたわけ  
でございますが、現在この五月末を目  
途としております自由化計画の策定作  
業がどういふ進行状況にあるかとい  
うことを、一言申し加えさせていただきます  
たいと思ひます。

現在関係各省におきましては、所管  
物資もしくは所管事項に關する自由化  
計画を策定いたしましたために、それぞ  
れ関係業界その他と緊密な連絡のもと  
に、自由化に伴う影響の調査、及び自  
由化していく上においてこれを円滑  
に実施するために必要な内外諸対策  
の内容等につきましても、目下鋭意検  
討を進めておる段階でございませ

今後、各省におきましてその大綱が  
決定いたしていきましますのに伴いまし  
て、経済企画庁が中心となりまして、  
各省の意見を十分に拝聴いたしまし  
て、全体としての調整も必要に応じて  
行ないました上で、所要の順序を経て  
自由化促進閣僚会議の方へ提案いた  
して参りたいと存じておる次第でござ  
いませ

簡単にございませますが、一応……。  
○委員長(加藤正人君) ただいまの説  
明に對しまして質疑のある方は、御発  
言を願ひます。

○大矢正君 どうも、説明を聞いたけど、さっぱりわからないんだが、F A、すなわち外貨割当品の品目の数というのはいくらあるんですか、現状で。

○説明員(荏清君) この参考資料の方にその概要をつけてございます。参考資料の方の第一ページに、第一表「主要輸入品目の外貨予算上の取扱」というのがございまして、ここに外貨割当制で輸入せられておる品目のうち主たるものを掲げてございます。

○大矢正君 私の聞いているのは、このF A、すなわち外貨割当制十四億九千四百万ドルの品目というものは出ていけるけれども、品目の数がどのくらいあるのか書いてないから。このA A制の方は品目数七百六十三品目で出ていけるけれども、F Aの方は出ていないから、F Aの全部の品目数はどのくらいであるのか、こういう質問です。

○説明員(荏清君) F Aの品目につきましては、正確な数の取り方にいろいろあるだろうと存じます。たとえば、現在、輸入外貨予算の上におきましては「機械」というふうに品目を定めました、そしてその輸入金額、輸入予算額を計上いたしております。そして実際には、いろいろの種類の機械の輸入申請が出されますと、それを審査の上、割当を認めておきますので、たとえば、その機械というものを具体的に何品目であるかということをおきめることが、少しいろいろ問題があると思っておりますので、ここで私正確に大体の品目数を申し上げることが困難でございます。非常に申し上げておきます。

○大矢正君 経済企画庁で、貿易の自由化に伴って国内の産業に与える影響

は甚大であるというふうな観点から、積極的に、貿易の自由化に対する対処策というところも入りましようけれども、検討を始めたのは、一体いつごろからなんですか。

○説明員(荏清君) 自由化の問題につきましては企画庁が特に検討に入りまして、昨午三月五日の経済閣僚懇談会に提出いたしましたところの「国際経済の新段階に対応するわが国の為替及び貿易政策の方向」という考え方を取りまとめた段階であらうと存じます。

○大矢正君 どうも、あなたの答弁はさっぱりわからぬのだがね。そうであらうとかんたかといつて、あなたの方、自分自身で検討を始めた日にちがわからない、ばかなことないじゃないか。そうであらうとかんたかと言われないで、経済企画庁であなた自身が、実際問題として貿易の自由化、為替の自由化で検討を始めておるんだらうから、調整作業を始めておるんだらうから、そういう意味で、あなたの方自身が各省とは別個に調整的な立場から貿易の自由化を検討し始めた時期はいつごろであるかということをお聞いているんだから、それをあなたの方が、そうであらうとかんたかという答弁はないじゃないか。

○説明員(荏清君) 私のお答が非常に不十分であったと存じますが、わが国におきまして貿易、為替の自由化問題が特に重要問題として強く認識せられるに至りましたのは、一昨年暮れに西欧各国が一斉に各国の通貨につきまして交換性を回復するという画期的な挙に出たところを、一つの大きな転換期としておるのではないかと考えてお

ます。そういう情勢に対応いたしましたので、今後わが国としていかにあるべきかというものを、企画庁におきまして鋭意検討いたしましたので、その上で三月の経済閣僚懇談会に一つの考え方を取りまとめて提出したわけでございます。従いまして、企画庁といたしまして特に本格的に本問題と取り組むようになりまして、その当時以降であると申し上げられると存じます。

○大矢正君 貿易が自由化された段階における国内産業の影響という問題から考えて、あなたの方でも、業種別に、しかも品目別に、自由化された段階において、はたして国内の産業がそれぞれの内容において対等に外国の輸入品目と太刀打ちができるかという、この経済的な立場というものを検討されていると思うんですがね。そういう業種別の検討の内容というものは、今作られていないのですか、まだ。

○説明員(荏清君) 現在、経済企画庁におきましては、まだ作っておりません。関係各省におきまして、現在その検討に鋭意取りかかっている段階でございます。

○成瀬幡治君 今も野澤委員が退席されるときに、私にちよつとことづけされていったんですけど、一つのこういう重大な政策の問題であるから、ぜひ一つ大蔵大臣等が出席せなければ質疑は留保すると言つて出られたんですが、それと関連して、今ここに資料として、一月五日あるいは十二日の閣議決定事項、あるいは資料として提出された「国内産業の適応体制」の問題等で、問題が羅列してある。で、これに対していうふうなふうに説明も承つたんで

すが、これは一つ私が聞き間違いかもわかりませんが、しかし、そういうこととじゃなくて、やはりこういう重要な政策を決定される上においては、大蔵大臣あるいは経企長官等、相当な調査をされたいと思つておる。従つて、大臣がそういうことを、出てきてここで答弁されるということが、若干忙しいというなら、一つそういうものに踏み切られるまでの調査されたこと、あるいはそれに対しての対策等を立てられておるわけでありまして、資料としてお出し願ひ。もしそうでないとすれば、ここにきてそういうことについて全部述べていただく。それで、私がここで意見を言えば、予算委員会等があつてずつと引つぱられてしまつて、四月五日ごろあるいは十日ごろまで予算がかかるのじゃないか、それまで大蔵大臣は出席不可能だ、あるいはほつぽつ出られるようでは、大へんだ。やはりこういう問題になれば何時間もかけて議論しなければならぬものでありますから、ぜひ一つ資料を出していただくのがいいのじゃないか、こう思つておる。これは政務次官、一つ御答弁願ひたい。

○政府委員(前田佳都男君) ただいまの成瀬委員からの御要望につきまして、よく大蔵大臣と御相談いたしました、できるだけそのいきさつ等がよくわかりますような資料の提出、あるいは機会を見まして御説明をするとかいうふうなことを思つておる。

○委員(加藤正人君) 大蔵大臣だけじゃいかぬのじゃないですか。経企長官の方も要るのじゃないですか。

○成瀬幡治君 当然です。それで「貿易および為替の自由化の促進について」という資料が為替課から出ております。これでは、あなた、資料じゃありません。これはどの参考書を見てもある。ただ、問題点が指摘されておるだけで、資料というのは、影響はどの程度かという資料要求だと思つておる。ですから、今言つた意味で、もう一度一つやつていただきたい。

○政府委員(前田佳都男君) お答えいたします。ただいまの成瀬先生の御指摘でございますが、きょうはとにかく経済企画庁からの説明を聞くというところでございますので、別に大蔵省からその関係の者も来ておられませんので、今後はその御趣旨を体して、また委員の方とも打ち合わせしながらその準備を進めて、説明するようにいたします。

○委員(加藤正人君) きょうは資料の点だけお聞き取り願つておけばけっこうです。

○天田勝正君 資料の問題ですがね、これはむしろ経済企画庁の方の関係だと思つておる。ただ、資料をすつと見まして、農業に対する影響のものなどは何一つ出ていない。そして伝え聞くところによれば、農業に関する限りは直ちにこれが影響なきやう、従来通りの方式でははくはやつていくやに聞いておる。やつていくやに聞いておるが、自由化とはそういう筋のものではないと思つておる。そして、これはアメリカ、西欧の諸国のみならず、東南アジア諸国では、なぜ日本が米を買わぬかということで非常に不満を持つておる。これが日本の貿易の伸

びを促すというふうな観点から、積極的に、貿易の自由化に対する対処策というところも入りましようけれども、検討を始めたのは、一体いつごろからなんですか。

びない一つの原因にもなっていることは御承知の通り。こういふ事態になれば、自然に、今のところはしばらくはなんて言ってみるところで、これは半年や一年の間でございまして、直ちに影響して来ざるを得ない。自由化とそれ自体の性格がそうなんだ。そういふときには、大体私の知るところで、輸入のうちの四割近いものはおよそ農業に關係のある輸入品であるはずであります。そういうことになれば、えらい影響がここに出てくるのだが、こうした調査をおそらく経済企画庁の方で算定されておるはずだと私は思います。これらの資料をまず出してもらいますと、ちょっと、議論してもむだではないかと私は思っております。従って、私は特に、農業關係の影響に対する資料がおりになれば、直ちに一つ出していただきたいということを要求いたしておきます。

○成瀬藩治君 私も、言葉を補足させていただきます。産業構造の問題も出て参ります。あるいは、ここには「中進国たる」というような、先進国、後進国のほかに、「中進国たる日本として育成過程にある新規産業を」、こういう言葉が初めて出ています。とするならば、それに対する対策がどうだというようなことが資料なのです。こういう点を一つ出して、説明していただきたい。これじゃ、資料とか説明とかということにならぬ。その辺のところを一つ十分、言葉は足りないかも知れませんが、意のあるところを休してやっていただきたい。

○大矢正君 資料のことですが、アメリカ、英国と日本と比べて幾らだ、こんな簡単な資料でもって貿易の自由化

後の経済に与える影響なんということ測定することはできないですよ。だから、品目別に、実際、日本の今の市中価格というものは、実際の程度操作されているもので、独占価格に近いものですから、そういう独占価格に近い内容でない、実際にある程度の利潤を見込んで生産費と合わせた場合に、どの程度で日本の品物の値段というものは出ているかというのに対して、たとえばアメリカならアメリカ、英国なら英国の品物が船で日本に入ってきて、実際の貿易の諸掛かりを入れて売る段階でどの程度になるか、従って、その間における日本の品物の生産価格というものと外国の輸入価格の差がどの程度あるかという具体的なものがなければ、こんなアメリカの一般市中価格幾ら、日本の市中価格幾らというだけで、実際問題として輸送とか一切のことを考えない、こういう内容だけで、対比しようと思っても対比できない。具体的に業種別に、品目ごとに、外国の品物が日本に入ってきてどの程度が現在の価格であり、それに対して日本はどの程度高いから、合理化などをして値段を下げるようにして太刀打ちするか、そういう点に關する資料がなければ、こんな漠然としたものでは話にならないです。だから、企画庁としてはもつと總体的にそういう立場から作った資料を出してもらいたい。

○説明員(荏清君) ただいまの資料の問題についてでございますが、決してこういう簡単な内外比だけですべてが判断できるというふうなつもりで、ここに参考資料としてつけてあるわけでは絶対ございません。いろいろ主要な物資につきまして、機械的な内外比

価という面だけから見てもどの程度の開きがあるだろうかということも、よく話題に出ることもございまして、そういう意味で、ほんの参考資料の一部として添付したばかりのことでございます。その点、お含み置きいただきたいと存じます。

○委員長(加藤正人君) きょうはこれでけっこうですが、今、諸君の要求された資料は、歸られてよく打ち合わせの上、提出していただきたいと思っております。

○説明員(荏清君) それから、輸入の自由化に伴う商品別の影響等について御意見は、ごもつともであると存じます。ただ、そういう資料が現在すでに十分整備されているか、あるいは十分整備されておったかといふと、必ずしもそうではないのでございまして、そういう点におきましてもまだ不十分でございますので、現在、通産省、農林省その他におきましても、相当手広く突っ込んだ調査を進めているわけでございます。企画庁といたしましては、そういう各省の作業の結果を十分将来検討する機会があるわけでございます。完全に整備された資料という意味ではそういう時期になると存じます。非常に事務的なお答えで、失礼かと存じますが、私から事情を一言申し上げておきます。

○西川甚五郎君 これは結局、天田さんが言われたのは農林省関係ですね。これは各省やっていると思うのです。その問題を深く検討しているのは、それで、やはり各省の關係の人を呼んで、そして一々、農産物なら農産物、あるいは商工關係なら商工關係、こういうように呼んで、一々深く検討していくのがほんとうの道筋ではないかと思っておりますがね。

○成瀬藩治君 今の、ちょっと速記をとめていただきたい、一つ懇談会で……。

○委員長(加藤正人君) それでは、速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤正人君) 速記をつけな。お、御質問はありますか。——ないと思えます。

では、これをもって本日は散会いたします。

午前十一時四十二分散会

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特定港灣施設工事特別会計法の一部を改正する法律案

一、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律の一部を改正する法律案

特定港灣施設工事特別会計法の一部を改正する法律案

特定港灣施設工事特別会計法の一部を改正する法律案

特定港灣施設工事特別会計法(昭和三十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三條中「第四條」の下に「第一項から第三項まで」を加え、「地方公共団体の負担金の納付の特例に關する法律(昭和二十八年法律第百一十一号)第一項の規定により納付された地方債証券で特定港灣施設工事に關する費用に係るものの償還金及び利息」を削り、「第十四條第一項の規定による借入金並びに」及び「第六條第一項」を「第六條」に改め、「第十四條第一項の規定による借入金」の償還金及び利息を削る。

第五條中「第十四條第三項の規定により国庫が負担する費用の財源に充てられるものその他政令で定めるものの額」を「政令で定める金額」に改める。

第六條の見出しを「(一般会計への繰入れ)」に改め、同條第二項を削る。

第七條第二項中第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

一 前前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表

第七條第三項ただし書中「同項第二号に掲げる書類で当該年度に係るもの」を「当該年度の事業計画表」に改める。

第十二條中「第十四條第三項に定めるもののほか」を削る。

第十四條から第十六條までを削る。

第十七條を第十四條とし、第十八條第二項第三号を削り、同條を第十五條とし、第十九條から第二十二條までを三條ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の特定港灣施設工事特別会計法(以下「新法」という。)の規定は、昭和三十五年度の予算から適用し、昭和三十四年度の予算については、なお従前の例による。

定による借入金並びに」及び「第六條第一項」を「第六條」に改め、「第十四條第一項の規定による借入金」の償還金及び利息を削る。

第五條中「第十四條第三項の規定により国庫が負担する費用の財源に充てられるものその他政令で定めるものの額」を「政令で定める金額」に改める。

第六條の見出しを「(一般会計への繰入れ)」に改め、同條第二項を削る。

第七條第二項中第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

一 前前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表

第七條第三項ただし書中「同項第二号に掲げる書類で当該年度に係るもの」を「当該年度の事業計画表」に改める。

第十二條中「第十四條第三項に定めるもののほか」を削る。

第十四條から第十六條までを削る。

第十七條を第十四條とし、第十八條第二項第三号を削り、同條を第十五條とし、第十九條から第二十二條までを三條ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の特定港灣施設工事特別会計法(以下「新法」という。)の規定は、昭和三十五年度の予算から適用し、昭和三十四年度の予算については、なお従前の例による。

3 改正前の特定港湾施設工事特別会計法(以下「旧法」といふ。)第十四条第一項の規定による借入金で昭和三十四年度に係るものについて同条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、同年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度としてする借入金及びその償還については、なお従前の例による。

4 前項の規定により借り入れられる借入金、特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)第四条第四項の利息並びに地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律第一項の規定により納付された地方債証券で特定港湾施設工事特別会計の昭和三十四年度の予算(昭和三十五年度に繰り越したものを含む。)により施行した特定港湾施設工事(新法第一条に規定する特定港湾施設工事をいふ。以下同じ。)に係るものの償還金及び利子は、同会計の歳入とし、旧法第十四条第一項又は前項の規定により借り入れた借入金の償還金及び利子は、同会計の歳出とする。

5 昭和三十四年度の予算(昭和三十五年度に繰り越したものを含む。)により施行した特定港湾施設工事に係る港湾管理者負担金(旧法第三条に規定する港湾管理者負担金という。以下同じ。)並びに地方債証券の償還金及び利子は、前項に規定する借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の額は、特定港湾施設工事に要する費用のうち国庫

が負担するものの財源に充てなければならぬ。

6 旧法第十四条第一項の規定による借入金の償還については、なお従前の例による。

7 特定港湾施設工事特別会計の昭和三十五年度から昭和三十七年度までの新法第七条第一項に規定する歳入歳出予算計算書等又は予算には、同条第二項又は新法第十条第二項に規定する書類のほか、工事別等の区分(新法第四条に規定する区分をいふ。以下同じ。)に従つて作成した前前年度の借入金の借入れ及び償還実績並びに港湾管理者負担金に係る債権の発生及び回収実績表(昭和三十五年度分及び昭和三十六年度分にあつては、前年度の借入金の借入れ及び償還計画表並びに港湾管理者負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表を含む。)を添附するものとする。

8 特定港湾施設工事特別会計の昭和三十五年度の歳入歳出決定計算書又は歳入歳出決算には、新法第十五条第二項又は第十六条第二項に規定する書類のほか、工事別等の区分に従つて作成した港湾管理者負担金を添附するものとする。

9 特定港湾施設整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律

この法律は、公布の日から施行する。

附則

二月十九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公認会計士法の一部改正に関する請願(第四二二号)

第四二二号 昭和三十五年二月十日受理

公認会計士法の一部改正に関する請願 請願者 東京都千代田区九段三ノ九社団法人全日本計理士会会長 塚田十一郎

一、公認会計士法の一部改正に関する請願(第四二二号)

第四二二号 昭和三十五年二月十日受理

公認会計士法の一部改正に関する請願 請願者 東京都千代田区九段三ノ九社団法人全日本計理士会会長 塚田十一郎

一、公認会計士法の一部改正に関する請願(第四二二号)

第四二二号 昭和三十五年二月十日受理

公認会計士法の一部改正に関する請願 請願者 東京都千代田区九段三ノ九社団法人全日本計理士会会長 塚田十一郎

一、業務を行ない得るよう公認会計士法を改正するとともに、公認会計士試験制度を計理士の実務経験十五年(あるいは二十年)以上のものには、一定時数の講習を経て、監査に関する論文の登載によつて公認会計士の資格を与えるよう改正し、さらに会計に関する業務は職業会計人の独占とすること及び計理士の団体を、公認会計士法上の特殊法人とすること等の実現を図られたいとの請願。

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

一、治水特別会計法案

一、業務を行ない得るよう公認会計士法を改正するとともに、公認会計士試験制度を計理士の実務経験十五年(あるいは二十年)以上のものには、一定時数の講習を経て、監査に関する論文の登載によつて公認会計士の資格を与えるよう改正し、さらに会計に関する業務は職業会計人の独占とすること及び計理士の団体を、公認会計士法上の特殊法人とすること等の実現を図られたいとの請願。

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

一、治水特別会計法案

一、業務を行ない得るよう公認会計士法を改正するとともに、公認会計士試験制度を計理士の実務経験十五年(あるいは二十年)以上のものには、一定時数の講習を経て、監査に関する論文の登載によつて公認会計士の資格を与えるよう改正し、さらに会計に関する業務は職業会計人の独占とすること及び計理士の団体を、公認会計士法上の特殊法人とすること等の実現を図られたいとの請願。

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

一、治水特別会計法案

以下次号において「治山事業」といふ。)で国が施行するもの(以下「直轄治山事業」といふ。)

二 治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金(以下「補助金等」といふ。)の交付

三 法第二十一条各号に掲げる事業に係る同条第三項第一号に規定する災害復旧事業で国が施行するものの管理

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 この会計は、国有林野事業勘定及び治山勘定に区分する。

第三条中「この会計においては」を「国有林野事業勘定においては」に、「この会計に所屬する」を「この勘定に所屬する」に改める。

第四条中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改める。

第五条第一項及び第六条第一項中「この会計において」を「国有林野事業勘定において」に、「この会計の負担」を「この勘定の負担」に改める。

第八条中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八条の二 治山勘定においては、次条第一項の規定による一般会計からの繰入金、直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、直轄治山事業に関する費用、補助金等、同条第二項の規定による国有林野事業勘定への繰入金で第一号第三項第三号の事業に関する事務取扱費の額に相当するもの及び附属諸費をもつてその歳出とする。

以下次号において「治山事業」といふ。)で国が施行するもの(以下「直轄治山事業」といふ。)

二 治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金(以下「補助金等」といふ。)の交付

三 法第二十一条各号に掲げる事業に係る同条第三項第一号に規定する災害復旧事業で国が施行するものの管理

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 この会計は、国有林野事業勘定及び治山勘定に区分する。

第三条中「この会計においては」を「国有林野事業勘定においては」に、「この会計に所屬する」を「この勘定に所屬する」に改める。

第四条中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改める。

第五条第一項及び第六条第一項中「この会計において」を「国有林野事業勘定において」に、「この会計の負担」を「この勘定の負担」に改める。

第八条中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八条の二 治山勘定においては、次条第一項の規定による一般会計からの繰入金、直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、直轄治山事業に関する費用、補助金等、同条第二項の規定による国有林野事業勘定への繰入金で第一号第三項第三号の事業に関する事務取扱費の額に相当するもの及び附属諸費をもつてその歳出とする。

以下次号において「治山事業」といふ。)で国が施行するもの(以下「直轄治山事業」といふ。)

二 治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金(以下「補助金等」といふ。)の交付

三 法第二十一条各号に掲げる事業に係る同条第三項第一号に規定する災害復旧事業で国が施行するものの管理

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 この会計は、国有林野事業勘定及び治山勘定に区分する。

第三条中「この会計においては」を「国有林野事業勘定においては」に、「この会計に所屬する」を「この勘定に所屬する」に改める。

第四条中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改める。

第五条第一項及び第六条第一項中「この会計において」を「国有林野事業勘定において」に、「この会計の負担」を「この勘定の負担」に改める。

第八条中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八条の二 治山勘定においては、次条第一項の規定による一般会計からの繰入金、直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、直轄治山事業に関する費用、補助金等、同条第二項の規定による国有林野事業勘定への繰入金で第一号第三項第三号の事業に関する事務取扱費の額に相当するもの及び附属諸費をもつてその歳出とする。

第八条の三 直轄治山事業に關する費用で国庫が負担するもの、補助金等及び第一条第三項第三号の事業に關する事務取扱費の額に相当する金額は、予算の範圍内において、政令で定めるところにより、一般会計から治山勘定に繰り入れられるものとする。

直轄治山事業及び第一条第三項第三号の事業に關する事務取扱費は、国有林野事業勘定において支弁するものとし、当該事務取扱費の額に相当する金額は、予算の範圍内において、治山勘定から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

第九条中「予定計算書」の下に「繰越明許費要求書」を加える。  
第十条を次のように改める。  
第十条 この会計の歳入歳出予算は、国有林野事業勘定及び治山勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第十条の次に次の一条を加える。  
第十条の二 この会計の国庫債務負担行為は、国有林野事業勘定及び治山勘定の区分に従い、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならぬ。

第十一条第二項第一号中「予定計算書」の下に「繰越明許費要求書」を加え、同項第二号中「前前年度」の下に「国有林野事業勘定」を加え、

同項第三号中「当該年度」の下に「国有林野事業勘定」を加え、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 前前年度の治山勘定の事業実績表  
五 前年度及び当該年度の治山勘定の事業計画表  
第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 治山勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

第十二条及び第十三条中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改める。  
第十五条第二項第二号中「当該年度」の下に「国有林野事業勘定」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該年度の治山勘定の事業実績表  
第十六条第一項中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 治山勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第十七条第三項及び第十八条中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改める。  
第十八条の二を削る。  
附則第五條第一項中「この会計」において「を」を「国有林野事業勘定」において「を」を「国有林野事業勘定」

いはに、「この会計の負担」を「この勘定の負担」に改め、同条第二項中「治山事業」を「治山に關する事業」に、「この会計」を「国有林野事業勘定」に改める。

附則第五條の二第一項中「この会計において」を「国有林野事業勘定において」に、「この会計の負担」を「この勘定の負担」に改め、同条第三項中「この会計」を「国有林野事業勘定」に改め、同条第六項中「昭和二十二年」を「昭和三十五年」に、「この会計」を「この勘定」に改める。

附則  
一 この法律は、公布の日から施行する。  
二 改正後の国有林野事業特別会計法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十五年度の予算から適用し、昭和三十四年度以前の予算については、なお従前の例による。

三 新法第十一條第二項第二号から第五号までの規定により国有林野事業特別会計の予算に添附すべき前前年度又は前年度に係る書類については、昭和三十五年（前前年度）に係る書類については、昭和三十六年度を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

四 昭和三十五年三月三十一日におけるこの会計の資産及び負債並びにこの法律の施行前に一般会計の負担において施行された事業及び工事で新法第一條第三項第一号に規定する直轄治山事業に相当するものに係る資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の国有林野事業勘定又は治山勘定

にそれぞれ帰属するものとする。  
五 昭和三十四年度の国有林野事業特別会計の歳出予算のうち、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十二条ただし書又は第二項の規定により従前の例によることとされる改正前の国有林野事業特別会計法第六條第一項の規定により昭和三十五年度に繰り越して使用するものは、この会計の国有林野事業勘定において使用するものとする。

六 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第二号ロを次のように改める。

ロ 国有林野事業（国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業を含む。）

七 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。  
附則第四條の次に次の一条を加える。

第四条の二 地すべり防止工事でこれに要する費用を国有林野事業特別会計において支弁するものについては、第三十二条中国費のみをもつてする施行に關する部分の規定は、適用しないものとする。

治水特別会計法案  
治水特別会計法  
第一条 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第 号、以下「法」という。）第三条に規定する治水事

業十箇年計画の実施に伴い、法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で国が施行するもの（以下「直轄治水事業」という。）及び同条第二項第四号に規定する工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に關する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

二 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に關する経理を行なうものとする。  
一 法第二条第三項第三号に規定する伊勢湾等高潮対策事業のうち直轄治水事業に密接な関連があつて建設大臣が施行するもの（以下「直轄伊勢湾等高潮対策事業」という。）

二 直轄治水事業又は直轄伊勢湾等高潮対策事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するもの（以下「治水関係受託工事」という。）及び多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するもの（以下「多目的ダム関係受託工事」という。）

三 法第二条第二項第一号又は第二号に規定する河川又は砂防設備に係る同条第三項第一号に規定する災害復旧事業及び海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第二條第一項に規定する海岸保全施設の施設、改良又は災害復旧に關する工事で建設大臣が施行

七

するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するもの管理

四 法第二項第一号から第三号までに掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

(管理) 第二条 この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第三条 この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

(治水勘定の歳入及び歳出)

第四条 治水勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

- 一 第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金及び第八条第一項の規定による特定多目的ダム建設工事勘定からの繰入金
- 二 河川法(明治二十九年法律第七十一号)第二十七条ただし書若しくは第三十三条、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第十四条第二項若しくは第十七条、特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第三十三條第一項又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八条の規定による負担金で直轄治水事業に係るもの及び昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面す

る地域における高潮対策事業に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十二号)本則第二項の規定による負担金で直轄伊勢湾等高潮対策事業に係るもの

三 河川法第三十条から第三十二条まで又は砂防法第十六条の規定による負担金

四 治水関係受託工事に係る納付金

2 治水勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

- 一 直轄治水事業、直轄伊勢湾等高潮対策事業及び治水関係受託工事に係る費用(国が北海道で行なりこれらの事業又は工事に係る職員の手給に要する費用その他の事務費を除く。)
- 二 第一条第二項第三号に規定する事業又は工事、多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に係る事務費(国が北海道で行なりこれらの事業又は工事に係る事務費を除く。)
- 三 第一条第二項第四号に規定する事業に係る国の負担金及び補助金
- 四 第九条の規定による一般会計への繰入金

(特定多目的ダム建設工事勘定の歳入及び歳出)

第五条 特定多目的ダム建設工事勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

- 一 第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金

二 河川法第二十七条ただし書又は第三十三条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの

三 特定多目的ダム法第七条第一項又は第九条第一項の規定による負担金及び河川法第三十一条又は第三十二条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの

四 多目的ダム関係受託工事に係る納付金

2 特定多目的ダム建設工事勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

- 一 多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に要する費用(工事に係る事務費を除く。)
- 二 第八条第一項の規定による治水勘定への繰入金
- 三 第九条の規定による一般会計への繰入金
- 四 特定多目的ダム法第十二条の規定による還付金

(特定多目的ダム建設工事勘定の歳入及び歳出等の整理)

第六条 特定多目的ダム建設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他の政令で定める区分(以下「工事別等の区分」という。)に従つて整理しなければならない。

(一般会計からの繰入れ)

第七条 直轄治水事業又は直轄伊勢湾等高潮対策事業に関する費用で国庫が負担するもの、第一条第二項第三号に規定する事業又は工事に係る事務費並びに同項第四号

に規定する事業に係る負担金及び補助金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとする。

2 多目的ダム建設工事に係る費用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。

3 前二項の規定による繰入れは、国が北海道において行なう事業又は工事に係る事務費の額その他政令で定める額に相当する金額を除き、予算の範囲内において、政令で定めるところにより行なうものとする。

(特定多目的ダム建設工事勘定からの治水勘定への繰入れ)

第八条 多目的ダム建設工事又は多目的ダム関係受託工事に係る事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定に繰り入れるものとする。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による繰入れについて準用する。

(一般会計への繰入れ)

第九条 第一条第二項第二号に規定する受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、治水関係受託工事に係るものにあつては治水勘定から、多目的ダム関係受託工事に係るものにあつては

は、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書等の作成及び送付)

第十条 建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予算計算書等」という。)を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書等には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表
- 二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴ふものについてはその全体の計画及びその進捗状況等に関する調査
- 三 前項各号の書類のうち特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは、工事別等の区分に従つて作成するものとする。ただし、当該年度の事業計画表については、この限りでない。

(歳入歳出予算の区分)

第十一条 この会計の歳入歳出予算は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて歳及び項に区分し、歳



出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(国庫債務負担行為の区分)

第十二条 この会計の国庫債務負担行為は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定の区分に従ひ、更に特定多目的ダム建設工事勘定にあつては工事別に、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならぬ。

(予算の作成及び提出)

第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第十条第一項に規定する歳入歳出予算計算書等及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

(特定多目的ダム建設工事勘定の予算の執行)

第十四条 特定多目的ダム建設工事勘定の予算で、その項又は目が工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第二項の規定によるほか、工事別等の区分により行なうものとする。

2 特定多目的ダム建設工事勘定の工事別等の区分に応ずる収入金は、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理について必要な事項は、政令で定める。

3 特定多目的ダム建設工事勘定において、工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額をこえてはならない。

第十五条 治水勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

2 特定多目的ダム建設工事勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額で工事別等の区分によるものに相当する額を限度として、工事別等の区分に従つて使用することができる。

(歳入歳出決定計算書等の作成及び送付)

第十六条 建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分によるほか、特定多目的ダム建設工事勘定にあつては工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 当該年度の事業実績表
- 二 債務に関する計算書

3 第十条第三項本文の規定は、前項各号の書類について準用する。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十七条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(剰余金の繰入れ)

第十八条 治水勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 特定多目的ダム建設工事勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを工事別等の区分により翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(余裕金の預託)

第十九条 治水勘定において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

2 特定多目的ダム建設工事勘定において、工事別等の区分に応ずる支払上現金に余裕があるときは、当該区分に従つて、資金運用部に預託することができる。

(実施規定)

第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算し、昭和三十五年度の予算から適用する。

2 特定多目的ダム建設工事特別会計法(昭和三十三年法律第三十六号)は、廃止する。

3 特定多目的ダム建設工事特別会計の昭和三十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

4 昭和三十四年度以前の年度の一般会計の直轄治水事業若しくは直轄伊勢湾等高潮対策事業の施行又は第一条第二項第三号に規定する事業若しくは工事の管理に關する予算(昭和三十五年度に繰り越したものを含む)に係る一般会計所属の資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に帰属するものとする。

5 特定多目的ダム建設工事特別会計の廃止の際同会計に属する資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の特定多目的ダム建設工事勘定に帰属するものとする。

6 旧特定多目的ダム建設工事特別会計法第十四条第一項の規定による借入金で昭和三十四年度に係るものについて同条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、同年度において借入れをしなかつた金額があるときは、昭和三十五年度において、当該金額を限りのダム建設工事のうち昭和三十五年度に繰り越して施行するものに係る経費の財源として必要な金額の範囲内で、特定多目的ダム建設工事勘定の負担において、工事別

7 前項の規定による借入金、特定多目的ダム法第八条の利息並びに第五項の規定により特定多目的ダム建設工事勘定に帰属した地方債証券及び前項の昭和三十五年度に繰り越して施行する多目的ダム建設工事に係る地方債証券の償還金及び利子は、特定多目的ダム建設工事勘定の歳入とし、第五項の規定により同勘定に帰属した旧特定多目的ダム建設工事特別会計の借入金及び前項の規定による借入金の償還金及び利子は、同勘定の歳出とする。

8 地方負担金(旧特定多目的ダム建設工事特別会計法第三条に規定する地方負担金をいう。以下同じ)で昭和三十四年度以前の年度の予算により施行した多目的ダム建設工事(昭和三十五年度に繰り越して施行するものを含む)に係るもの及び特定多目的ダム法第八条の利息並びに前項に規定する地方債証券の償還金及び利子は、同項に規定する借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、当該財源に充ててなお残余があるときは、その残余の額は、多目的ダム建設工事に関する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならない。

9 第七項に規定する借入金の借入れ又は償還に關する事務は、大蔵大臣が行なう。

10 第七項に規定する借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別等の区分に従つて、特

定多目的ダム建設工事勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

11 第十条第二項又は第十三条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添附すべき前前年度の事業実績表又は前年度の事業計画表は、昭和三十五年分（前前年度の事業実績表については、昭和三十六年度分を含む。）に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。

12 この会計の昭和三十六年度又は昭和三十七年度の歳入歳出予定計算書等又は予算には、第十条第二項又は第十三条第二項に規定する書類のほか、昭和三十六年度分にあつては、工事別等の区分に従つて作成した前年度の借入金金の借入れ及び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表を、昭和三十七年度分にあつては、工事別等の区分に従つて作成した前年度の借入金金の借入れ及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添附するものとする。

13 この会計の昭和三十五年度の歳入歳出決定計算書又は歳入歳出決算には、第十六条第二項又は第十七条第二項に規定する書類のほか、工事別等の区分に従つて作成した地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表を添附するものとする。

附則第四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で治水特別会計の負担において行なうものについては、第二十九条中国費のみをもつてする施行に關する部分の規定は、適用しないものとする。

15 地すべり等防止法の一部を次のように改正する。  
附則第四条の二中「国有林野事業特別会計」の下に「又は治水特別会計」を加える。

16 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「印刷局特別会計」の下に「、国債整理基金特別会計」を加え、「特定多目的ダム建設工事特別会計」を「治水特別会計」に改める。

17 建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）の一部を次のように改正する。  
第三条第八号の三中「特定多目的ダム建設工事特別会計」を「治水特別会計」に改める。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案  
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案  
（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十四年度分」を「昭和三十五年度分」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。  
第三十六条中「昭和三十四年度」を「昭和三十五年度」に改める。